

審査結果

- ・ 高等教育機関名：中部大学 工学部
- ・ プログラム名：建築学科
- ・ 審査分野：建築学・建築工学及び関連のエンジニアリング分野

一般社団法人 日本技術者教育認定機構

2013年4月26日

番号	点検項目	ACWD判定	根拠・指摘事項
1	基準1 学習・教育到達目標の設定と公開	A	
1(1)	(1)プログラムが育成しようとする自立した技術者像が定められていること。この技術者像は、プログラムの伝統、資源及び修了生の活躍分野等が考慮されたものであり、社会の要求や学生の要望にも配慮されたものであること。さらに、その技術者像が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。	A	
1(2)	(2)プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らして、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標が設定されていること。この学習・教育到達目標は、下記の(a)～(i)の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。さらに、この学習・教育到達目標が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。なお、学習・教育到達目標を設定する際には、(a)～(i)に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。	A	
2	基準2 教育手段	C	
2.1	2.1 教育課程の設計		
2.1(1) 個別基準 付表1-1	(1)学生がプログラムの学習・教育到達目標を達成できるように、教育課程（カリキュラム）が設計され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、カリキュラムでは、各科目とプログラムの学習・教育到達目標との対応関係が明確に示されていること。カリキュラムは、4年間にわたる学習・教育で構成され、当該分野にふさわしい数学、自然科学及び科学技術に関する内容が全体の60%以上であること。	A	
2.1(2)	(2)カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書（シラバス）が作成され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その科目の教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。	C	カリキュラム設計に基づいてシラバスが作成され、教員および学生にシラバスがWebで開示されている。「シラバス」には、それぞれの科目ごとに「授業計画」で15回の授業が示され、「カリキュラム中での位置づけ」「教育内容・方法」「到達目標」「評価方法・評価基準」が示され、すべての講義の第一回目にシラバスの解説が行われている。ただし、学生の自発的な活動を認定する「建築自主活動A/B」では、履修登録を行わないためシラバスが作成されていないので、今後はシラバスを作成し積極的にカリキュラムに位置づけるように改善が望まれる。また、全学共通教育科目の一部にシラバスの記述に不十分な点が認められるため改善が望まれる。

番号	点検項目	ACWD判定	根拠・指摘事項
2.2	2.2 学習・教育の実施		
2.2(1)	(1) シラバスに基づいて教育が行われていること。	A	
2.2(2)	(2) 学生の主体的な学習を促し、十分な自己学習時間を確保するための取り組みが行われていること。	A	
2.2(3)	(3) 学生自身にもプログラムの学習・教育到達目標に対する自分自身の達成状況を継続的に点検させ、それを学習に反映させていること。	A	
2.3	2.3 教育組織		
2.3(1)	(1) カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在していること。	A	
2.3(2)	(2) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに基づく活動が行われていること。	A	
2.3(3)	(3) 教員の質的向上を図る取り組み（ファカルティ・ディベロップメント）を推進する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。	A	
2.3(4)	(4) 教員の教育活動を評価する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それによって教育改善に資する活動が行われていること。	A	
2.4	2.4 入学、学生受け入れ及び異動の方法		
2.4(1)	(1) プログラムの学習・教育到達目標を達成できるように設計されたカリキュラムの履修に必要な資質を持った学生を入学させるための具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それによって選抜が行われていること。	A	
2.4(2)	(2) プログラム履修生を共通教育等の後に決める場合には、その具体的方法が定められ、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、それによって履修生の決定が行われていること。	-	
2.4(3)	(3) 学生をプログラム履修生として学外から編入させる場合には、その具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それによって履修生の編入が行われていること。	A	

番号	点検項目	ACWD判定	根拠・指摘事項
2.4(4)	(4)学内の他のプログラムとの間の履修生の異動を認める場合には、その具体的方法が定められ、関係する教員及び学生に開示されていること。また、それに従って履修生の異動が行われていること。	A	
2.5	2.5 教育環境・学生支援		
2.5(1)	(1)プログラムの学習・教育到達目標を達成するために必要な教室、実験室、演習室、図書室、情報関連設備、自習・休憩施設及び食堂等の施設、設備が整備されており、それらを維持・運用・更新するために必要な財源確保への取り組みが行われていること。	C	教室、図書室等の主な全学共通施設ならびに建築学科が使用する主な実験室、演習室等は十分に整備されており、それらを維持・運用・更新するための財源確保にも取り組まれている。学科予算が減少する厳しい状況下で施設整備の要求が継続的に行われているが、著しく老朽化し教員の改善要望が大きい「建築デザイン実習室」の整備や、学生の要望が大きい「食堂」の座席不足への対策については、改善が望まれる。
2.5(2)	(2)教育環境及び学習支援に関して、授業等での学生の理解を助け、学生の勉学意欲を増進し、学生の要望にも配慮する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員、職員及び学生に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。	A	
3	基準3 学習・教育到達目標の達成	C	
3(1)	(1)シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの到達目標に対する達成度が評価されていること。	C	多くの科目において、シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、達成度が評価されているが、建築構造系および建築材料系科目の一部に成績評価に関する根拠資料の欠落や、シラバスに定められた評価方法と若干異なる評価が確認されたため、改善が望まれる。
3(2)	(2)学生が他の高等教育機関等で取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それによって単位認定が行われていること。編入生等が編入前に取得した単位に関しても、その評価方法が定められ、それによって単位認定が行われていること。	A	
3(3)	(3)プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それによって評価が行われていること。	C	個々の科目の評価に基づいて学習・教育到達目標の達成度が総合的に評価され、その評価基準として卒業要件が用いられている。卒業生に対する評価実績も確認できるが、一部の科目において成績評価に関する根拠資料の欠落や、シラバスに定められた評価方法と若干異なる評価が確認されたため、改善が望まれる。
3(4)	(4)修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること。	C	2011年度の修了生全員が、卒業判定により学習・教育到達目標の達成を確認されているが、一部の科目において成績評価に関する根拠資料の欠落や、シラバスに定められた評価方法と若干異なる評価が確認されたため、改善が望まれる。
3(5)	(5)修了生がプログラムの学習・教育到達目標を達成することにより、基準1(2)の(a)～(i)の内容を身につけていること。	C	修了生がプログラムの学習・教育到達目標を達成することにより、基準1(2)の(a)～(i)の内容を身につけているが、一部の科目において成績評価に関する根拠資料の欠落や、シラバスに定められた評価方法と若干異なる評価が確認されたため、改善が望まれる。
4	基準4 教育改善	A	
4.1	4.1 教育点検		
4.1(1)	(1)学習・教育到達目標の達成状況に関する評価結果等に基づき、基準1～3に則してプログラムの教育活動を点検する仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに関する活動が行われていること。	A	

番号	点検項目	ACWD判定	根拠・指摘事項
4.1(2)	(2)その仕組みは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、仕組み自体の機能も点検できるように構成されていること。	A	
4.1(3)	(3)その仕組みを構成する会議や委員会等の記録を当該プログラムに関わる教員が閲覧できること。	A	
4.2	4.2 継続的改善		
4.2	教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。	A	

付記事項

なし

2013年4月26日

認定審査結果報告書

一般社団法人日本技術者教育認定機構

(1) 審査プログラム

教育機関名： 中部大学 工学部

認定プログラム名： 建築学科

認定分野： 建築学・建築工学及び関連のエンジニアリング分野

(2) 審査結果

認定審査結果： 認定を可とする。

審査結果の内容： 別添の「審査結果」に記載。

認定期間： 2012年4月1日～2018年3月31日の6年間

(3) 次回認定継続審査の内容・手続き

審査の方法： 「通常審査」

自己点検書の審査と実地審査による「通常審査」を実施

審査項目： 認定基準に基づく全ての点検項目

JABEEは国際的な動きも含めた技術者教育の進展や、教育プログラム側からのご意見を参考に、審査の質向上に継続して取り組んでおります。また、教育プログラムには、「技術者教育認定に関わる基本的枠組 3.1 認定の基本的立場」に掲げる“優れた教育方法の導入を促進し、技術者教育を継続的に発展させる”を旨に、教育点検および改善に継続して取り組まれますようお願いしております。この観点に則り次回の認定継続審査においては、今回の審査で「A」と判定された項目を含め全ての基準項目につきまして、これらの観点をふまえて審査を行いますので、ご理解のほどお願いいたします。

次回認定継続審査については、審査を受ける年度に有効な認定基準、認定基準の解説、認定・審査の手順と方法、自己点検書作成の手引き等に従ってお取り進めください。

(4) 認定プログラム修了生の管理について

別添の「JABEE 認定プログラム修了生の名簿管理と修了証明書類の発行について」

に従って、厳正な管理をお願いします。

(5) 依頼事項

- ・認定期間中に、学部・学科・プログラム名の変更や、認定基準に関する事項の変更が発生した時は、変更通知提出のガイドラインおよび提出様式に従って、速やかに JABEE 事務局にお届けください。
- ・別添の「審査結果」は、JABEE の各審査過程を経た最終報告ですので、貴方で必要があれば内容の公表は可能ですが、先に実地審査後にお渡しした一次審査報告書記載の判定内容については審査の中間段階のものであり、今後も公表しないようお願いします。
- ・審査を担当した審査チームの個人名、および JABEE から提供した審査チーム構成メンバーの個人情報については、今後も秘密厳守願います。
- ・JABEE 対応責任者およびプログラム責任者の変更が生じた際は、速やかに JABEE 事務局 (E-mail accreditation@jabee.org) までご連絡ください。

以上